

法人の事業税

納める人 (法第72条の2)

県内に事務所等（本店・支店・工場など）を設けて事業を行う法人

※人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、収益事業を行うもの）を含む

◇非課税法人（法第72条の4、72条の5）

法人税が非課税とされている公共法人、公益法人等には課税されません。

◇非課税事業（法第72条の4）

次の事業には課税されません。

- ・ 林業、鉱物の掘採事業
- ・ 一定要件を満たす農事組合法人が行う農業

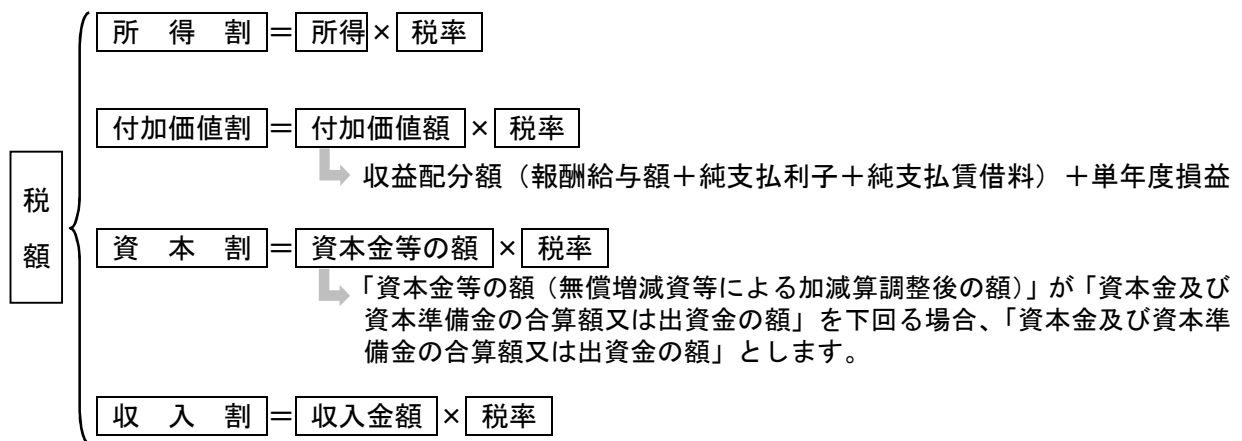
◇非課税所得（法第72条の23、72条の24）

次の所得には課税されません。

- ・ 医療法人等の社会保険診療に係る所得
- ・ 外国における事業に係る所得

納める額 (法第72条の12、第72条の24の7、条例第42条)

◇税額の計算方法



事業の区分、法人の種別等により税額を計算します。税率は次の表のとおりです。

2以上の都道府県に事務所等を有する法人の事業税は、所得等を従業者数等の基準（分割基準）により分割して計算します。

1 電気供給業、ガス供給業（令和4年4月1日以後に開始する事業年度については、導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。）、保険業、貿易保険業 以外の事業

(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人

		事業年度始期				
		H26.10.1～ H27.3.31	H27.4.1～ H28.3.31	H28.4.1～ R1.9.30	R1.10.1～ R4.3.31	R4.4.1～
所得割	400万円以下	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	1.0%
	400万円超～800万円以下	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	
	800万円超	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	
	3県以上分割法人の所得	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	
付加価値割		0.48%	0.72%	1.2%	1.2%	1.2%
資 本 割		0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%

(2) (1)以外の法人

			事業年度始期	
			H26.10.1～ R1.9.30	R1.10.1～
所得割	普通法人等	400万円以下	3.4%	3.5%
		400万円超～800万円以下	5.1%	5.3%
		800万円超	6.7%	7.0%
		3県以上分割で資本金1,000万円以上の法人の所得	6.7%	7.0%
	特別法人	400万円以下	3.4%	3.5%
		400万円超	4.6%	4.9%
		3県以上分割で資本金1,000万円以上の法人の所得	4.6%	4.9%

○「特別法人」は協同組合等、医療法人をいいます。

2 ガス供給業、保険業、貿易保険業

	事業年度始期	
	H26.10.1～ R1.9.30	R1.10.1～
収 入 割	0.9%	1.0%

○ 令和4年4月1日以後に開始する事業年度のガス供給業については、導管ガス供給業に対して上表の税率が適用されます。特定ガス供給業の税率については、お問い合わせください。

3 電気供給業

(1) 小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業以外の電気供給業

	事業年度始期	
	H26. 10. 1～ R1. 9. 30	R1. 10. 1～
収 入 割	0.9 %	1.0 %

(2) 小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業

【1】 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人

	事業年度始期		
	H26. 10. 1～ R1. 9. 30	R1. 10. 1～ R2. 3. 31	R2. 4. 1～
収 入 割	0.9 %	1.0 %	0.75 %
付 加 価 値 割	—	—	0.37 %
資 本 割	—	—	0.15 %

【2】 【1】 以外の法人

	事業年度始期		
	H26. 10. 1～ R1. 9. 30	R1. 10. 1～ R2. 3. 31	R2. 4. 1～
収 入 割	0.9 %	1.0 %	0.75 %
所 得 割	—	—	1.85 %

特別法人事業税について

地方法人特別税の廃止後、令和元年 10 月 1 日以後開始事業年度から「特別法人事業税」が創設されました。特別法人事業税は国税ですが、法人事業税と併せて県に申告・納税します。県は納付された特別法人事業税を国に払い込みます。

◇税額の計算方法

$$\boxed{\text{法人事業税の所得割額又は収入割額}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

	事業年度始期	
	R1. 10. 1～ R2. 3. 31	R2. 4. 1～
付加価値割額、資本割額、所得割額の合算額により法人事業税を課される法人 [1 (1) の法人]	所得割額の 260.0 %	
所得割額により法人事業税を課される法人 [1 (2) の法人]	普通法人等	所得割額の 37.0 %
	特別法人	所得割額の 34.5 %
収入割額により法人事業税を課される法人 [2、3 (1) の法人]	収入割額の 30.0 %	
収入割額、付加価値割額、資本割額の合算額により法人事業税を課される法人 [3 (2) 【1】の法人]	収入割額の 30.0%	収入割額の 40.0%
収入割、所得割額の合算額により法人事業税を課される法人 [3 (2) 【2】の法人]	収入割額の 30.0%	収入割額の 40.0%

○ 特定ガス供給業に適用される税率については、お問い合わせください。

地方法人特別税について

地方法人特別税は廃止されましたが、令和元年 9 月 30 日以前開始事業年度の申告（修正申告を含む）を行う際には、地方法人特別税を法人事業税と併せて県に申告・納税する必要があります。

	事業年度始期		
	H26. 10. 1～ H27. 3. 31	H27. 4. 1～ H28. 3. 31	H28. 4. 1～ R1. 9. 30
付加価値割額、資本割額、所得割額の合算額により法人事業税を課される法人 [1 (1) の法人]	所得割額の 67.4 %	所得割額の 93.5 %	所得割額の 414.2 %
所得割額により法人事業税を課される法人 [1 (2) の法人]	所得割額の 43.2 %		
収入割額により法人事業税を課される法人 [2、3 の法人]	収入割額の 43.2 %		

申告と納税 (法第 72 条の 24 の 12～第 72 条の 31)

申告の種類		申告と納税の期限
確定申告		事業年度終了の日の翌日から原則 2 か月以内
中間申告	事業年度※が 6 か月を超える普通法人で、次のいずれかに該当する法人は中間申告が必要です。 ○法人税の中間申告義務がある法人 ○通算親法人が協同組合等である通算子法人で法人税法第 71 条第 1 項第 1 号に掲げる金額（同条第 2 項又は第 3 項の規定の適用がある場合はその適用後の金額）が 10 万円を超える法人 ○資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える普通法人 ○電気供給業、ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人	事業年度※開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内
修正申告	法人税の更正決定を受けたとき	法人税の更正決定の通知日から 1 か月以内
	申告した税額に不足があったとき	すみやかに

○清算法人、合併法人については、特別の規定があります。

○申告書は法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税で一葉となっています。

○令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度のガス供給業は、導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限ります。

※ 通算子法人は「事業年度」を「通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度」に読み替えます。

電子申告の義務化について (法第 72 条の 32～第 72 条の 32 の 2)

令和 2 年 4 月 1 日以後開始事業年度から、次に該当する法人はエルタックスによる申告が義務化されました。

- 資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人
- 相互会社
- 投資法人
- 特定目的会社



分割基準 (法第 72 条の 48)

2 以上の都道府県に事務所等を有する法人の事業税は、課税標準額を事業の種類に応じた次の基準により分割し、分割後の課税標準額に税率を乗じて税額を計算します。複数の事業を併せて行う場合には特別の規定があります。

事業の種類		分割基準
製 造 業		従業者の数 ※資本金の額又は出資金の額が 1 億円以上の法人は工場の従業者数に 1/2 を加算
電 気 供 給 業	小売電気事業(準 ずるものを含む)	課税標準の 1/2 : 事務所等の数 課税標準の 1/2 : 従業者の数
	一般送配電事業 送電事業(準ずる ものを含む)	課税標準の 3/4 : 発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と 接続する電線路の電力容量 課税標準の 1/4 : 事務所等の固定資産の価額
	配電事業	※事務所等の所在するいずれの都道府県においても発電所又は蓄電用の施設の 発電等用電気工作物と接続する電線路がない場合 課税標準全体 : 事務所等の固定資産の価額
	特定送配電事業	
	発電事業(準ずる ものを含む) 特定卸供給事業	課税標準の 3/4 : 事務所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の 用に供するものの価額 課税標準の 1/4 : 事務所等の固定資産の価額 ※事務所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものがない場合 課税標準全体 : 事務所等の固定資産の価額
ガ ス 供 給 業 倉 庫 業		事務所等の固定資産の価額
鉄 道 事 業 軌 道 事 業		軌道の延長キロメートル数
その他の事業		課税標準の 1/2 : 事務所等の数 課税標準の 1/2 : 従業者の数

○ガス供給業については、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のガス供給業を含みます（法第 72 条の 24 の 2 参照）。